

仕様書

1 業務名 令和7年度 まちじゅう美術館展示替え等作業

2 業務箇所

- (1) 佐久市猿久保35番地5 佐久市立近代美術館
- (2) 佐久市岩村田1862番地1 佐久市立国保浅間総合病院
- (3) 佐久市下小田切124番地1 佐久市コスモホール
- (4) 佐久市根岸113番地1 特別養護老人ホーム シルバーランドきしの
- (5) 佐久市下平尾 作家A宅

3 履行期間 着手の日から令和8年3月27日（金）まで

4 業務の目的（内容）

佐久市立近代美術館と市内公共施設3か所との間で、別添「令和7年度『まちじゅう美術館』出品作品リスト」の美術資料を運搬し、その3か所で展示替え作業を行う。また、佐久市1か所から同リストの美術資料を集荷し佐久市立近代美術館へ運搬する。

5 業務概要

(1) 作業日程 令和8年3月10日（火）から3月27日（金）のうち1日

(2) 業務内容

ア 2業務箇所（1）から（2）（3）（4）及び（2）（3）（4）から（1）への、美術資料リスト②まちじゅう美術館【展示】及び美術資料リスト①まちじゅう美術館【撤収】（計12点）の美術資料運搬。必要に応じて梱包材を使用すること

イ 2業務箇所（2）（3）（4）における、同リスト①②の展示替え作業

ウ 2業務箇所（5）において美術資料リスト③令和7年度新収蔵【集荷】の美術資料（3点）を集荷し（1）へ運搬する。この美術資料の運搬に際しては、運搬用箱（強化ダンボール紙使用）を作成し使用する。

(3) 作業日数 1日

(4) 作業員数 2名（運転手を兼ねてよい）

(5) 車両 美術品専用車 1台

6 特記事項

(1) 受注者は、本業務の業務管理、安全管理を行うこと

(2) 美術資料の運搬には美術品専用車を使用すること（エアサスペンション、荷台の空調装備）

(3) 作業員は美術資料の取扱いができる者とすること

(4) 作業員は美術品専用車の運転手を兼ねてもよい

(5) 受注者は業務に必要な資材、機材、消耗品等を準備すること。綿製手袋、薄手作業用手袋、マスクは各作業員に常備されること

(6) 受注者は、美術資料運搬時は運搬車に佐久市立近代美術館職員1名が同乗できるようすること

(7) 美術資料（計15点）に対しオールリスク担保の損害保険を付保すること（損保用評価額：26,820,000円）

(8) 業務中に施設等に損害を与えた場合は速やかに発注者に報告するとともに、その賠償の責任を負うこと

(9) 作業が終了した時、完了報告書を1部提出すること。完了報告書には作業記録写真を添付すること

(10) 作業が終了した時及び発注者が必要と認める時は検査を実施するので、対応すること

(11) この仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること